

出雲市公共事業等景観形成指針に拠る整備の具体例など

この資料は、「出雲市公共事業等景観形成指針」の参考資料です。

指針の項目ごとに、「1. 基本的事項」、「2. 運用方針」については解説を、「3. 共通指針」、「4. 施設別指針」については指針に沿って事業実施する場合に考えられる具体的な工法の例などをお示ししています。

1. 基本的事項

出雲市公共事業等景観形成指針	解説
1. 出雲市景観計画との整合性に配慮すること。	出雲市の景観の形成に関する総合的な計画である出雲市景観計画に拠った整備を求めている。
2. 優れた自然や伝統文化を生かすとともに、暮らしや地域の発展と調和し、地域の活性化に通じる景観形成に努めること。	出雲市景観計画の3つの基本目標である、北山と南山、島根半島の荒々しいリアス式海岸と穏やかな弧状の砂浜、宍道湖、神西湖、斐伊川などの「豊かな自然を守り」、大社門前町、市場町の面影の残る今市町や大津町、平田木綿街道など「歴史と文化の息づく景観を伝え」、「地域の活性化の原動力となりうる快適で魅力的な景観を創造する」に拠った整備を求めている。
3. 景観の形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、地域の特性又は統一性に配慮すること。	景観づくりはまちづくりそのものであるとの観点に立ち、景観づくりの基本的方針として掲げたもの。出雲市景観計画では、きめ細やかに景観形成を図るため、市域を市街地地域、出雲平野地域、歴史的な地域など特性ごとに区分して景観形成の目標・方針を定めている。
4. 地域の人々から親しまれ、永く利用又は活用され、将来にわたる地域の文化的資産となるよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。	公共施設は、公園的な憩いの場の機能や地域のランドマークとなるなど地域の人々から親しまれ、かつ良好な状態でいつまでも利用、活用されるよう配慮することが必要。
5. 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。	個別の事業では優れた景観的配慮を行ったとしても、全体として見た場合には調和に欠けることもありうる。全体として調和のとれた景観を形成するために関係機関で十分な連携が必要となる場合がある。
6. 自らが良好な景観の創造に関わる主体であることを認識し、良好な景観の創造に先導的役割を果たすよう努めること。	出雲市景観計画の基本方針にあるように「公共施設は、率先して修景整備や緑化に努め、周辺地域の見本となるように努める。」ことを求めている。

2. 運用方針

出雲市公共事業等景観形成指針	解説
1. この指針の運用にあたっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。	景観上他事業と関連がある場合は、関係団体間で連絡調整を図り、全体として整合性を図ることを求めている。
2. 景観形成のための配慮の程度については、事業の目的、施設の機能、地域の特性、景観形成の緊急性、景観形成に及ぼす影響等について勘案し、適切な運用に努めること。	景観形成のために要請される配慮の程度は画一的ではない。景観資源の状況や景観形成地域であるか否かなどの地域特性や事業の目的・機能などを総合的に判断することが必要。

3. 共通指針

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
①法面 イ) 構造及び形態については、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。	植生による法面処理を基本、緩やかな法面勾配の採用、連続した法面では統一した法面処理など。また、大規模な法面が生じないよう工夫する。
ロ) 法面を安定させる目的で、やむを得ず構造物を施工する場合であっても、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。	緑化用擁壁ブロックの使用、のり砕工による植栽など。
②擁壁 構造、形態、意匠及び素材については、できる限り周辺の景観と調和させるとともに、必要に応じて周囲の緑化に努めること。	延長は短く高さは低くする配慮。コンクリート擁壁は化粧型枠、タイル張りなどの表面処理を行う。ブロック積擁壁は緑化ブロック、色付ブロックなどにより周辺景観に調和させる。つる性植物による壁面修景。擁壁前面に植栽スペースを設けることで擁壁を部分的に隠す。擁壁天端への植栽など。
③護岸 イ) 構造、形態、意匠及び素材については、できる限り周辺景観との調和や生態系に配慮するとともに、親水性の確保に努めること。	護岸の緩勾配化や階段化、柳・葦・菖蒲等の植樹植栽、緑化ブロック・魚巣ブロックの導入、多自然型護岸・親水護岸の採用など。
ロ) 必要に応じて護岸周辺の緑化を図るよう努めること。	垂直に近いコンクリート護岸などは、天端からつる性植物をたらす等工夫をする。

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>④防護柵</p> <p>イ) 構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>ガードパイプ使用など眺望の妨げとならない配慮。照明・信号・標識等とのバランスや統一性に配慮。 周辺との調和を図るため、擬木や木材、塗装材の使用を検討。 景観形成地域においては、必要以上に目立たないよう、色彩はダークブラウンを基本とする。</p>
<p>ロ) 安全性及び維持管理に支障のない範囲で、周囲の緑化に努めること。</p>	<p>必要に応じ防護柵の印象を和らげるため、周囲に目隠しとなる植栽、植樹を実施。</p>
<p>⑤舗装</p> <p>素材については、地域の特性や施設の用途に配慮するとともに、意匠及び色彩が周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>【車道部】特に景観上配慮が必要な場所では、舗装の素材や色彩等に工夫。 【歩道部】地域環境や道路の性格に応じ、インターロッキング・来待石・カラー平板・カラーアスファルトの使用を検討。</p>
<p>⑥駐車場</p> <p>位置については、機能に支障のない範囲内で周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲及び場内の修景緑化に努めること。</p>	<p>施設駐車場の位置は前面道路から見えないように建物の裏側に設置。立体駐車場の景観上重要な場所への設置は避ける。周囲や前面道路との境界に植栽し、駐車場を見えにくくする。場内においては、景観的にアクセントを付けたり、潤いを持たすための緑化修景。</p>
<p>⑦標識及び公共広告物</p> <p>形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できるかぎり適正な設置数・場所とし、地域や沿線の統一性に配慮すること。</p>	<p>支柱はできる限り細くてシンプルな目立たないデザイン、色彩を用いるよう配慮。できる限り数を少なくし、適正な位置に配置、またできるだけ共架する。同一地域や同一路線内では、高さ、意匠、素材及び色彩を統一する。 景観形成地域においては、必要以上に目立たないよう、色彩はダークブラウンを基本とする。</p>
<p>⑧照明施設</p> <p>位置、形態、意匠、素材、色彩及び明るさについては、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>車道照明はシンプルな形状で規則正しく配置、広場や橋詰め等ではフットライトも検討、同一地域や同一路線内では、高さ、意匠、素材及び色彩を統一、他の景観要素(信号、橋等)との統一性に配慮。 景観形成地域においては、必要以上に目立たないよう、色彩はダークブラウンを基本とする。</p>
<p>⑨緑の保全と緑化</p> <p>イ) 植栽に当たっての樹種の選定や配置については、成長後の景観も考慮した上で、良好な空間を創造するよう留意するとともに、周囲の景観に配慮すること。</p>	<p>道路沿道の良好な環境形成のための植樹帯の設置やシンボルツリーの配置。電線や道路の建築限界などを考慮して、成長後の樹形を損なわないよう中低木を採用するなど樹種や植栽場所の配置に留意する。</p>
<p>ロ) 公共事業等の実施に伴い支障となる樹木等については、移植等の方法により修景に生かすよう努めること。</p>	<p>地域のシンボルや文化財に準じるような価値の高い樹木等は、保全を心がけるとともに、良好な景観要素として積極的に活用する。</p>
<p>⑩展望広場等</p> <p>計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努めること。</p>	
<p>⑪景観に配慮した占用行為 (電柱・電話ボックス・停留所等)</p> <p>公共用地における工作物の占用行為についての位置、形態、意匠及び色彩について、できる限り周辺の景観と調和したものとなるよう指導すること。</p>	<p>景観形成上重要な地域では、できるだけ電線地中化を図る。デザイン、色彩は、舗装、防護柵、照明等とのデザイン的な調和を図る。他の施設と兼用できるものについては、整理統合を図る。(自動販売機の建物内設置など) また、景観形成地域内の電柱については、必要以上に目立たないよう、色彩はダークブラウンを基本とする。</p>
<p>⑫維持管理(剪定、舗装修理等)</p> <p>維持管理にあたっては、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、より良好な景観形成を図るよう配慮した修繕及び補修に努めること。</p>	<p>街路樹等の適正な剪定、舗装路面や施設の定期的な点検、必要に応じ清掃・補修作業を行う。</p>

4. 施設別指針

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>①道路</p> <p>道路は、地域間交流や産業振興など、社会生活上欠かせないものである。 また、道路は、最も多くの人々が景観を眺める重要な視点場でもある。その整備に当たっては、路線の適切な選定等それぞれの地域特性や周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)沿道地域の特性や快適性に配慮した景観形成に努めること。</p>	<p>【市街地の道路】 道路景観が煩雑化する傾向があるので、照明施設や標識等はできるだけ整理統合を図り、電線類地中化に努める。 【歴史的まちなみの道路】 できるだけ従来の街並みを生かし、取り込んだ形で整備を行うことが望ましい。 【景勝地の道路】 景勝地の道路では眺望の確保に努め、適当なカーブの導入など景色を効果的に見せる配慮が望まれる。 【郊外の道路】 田園地帯や海岸や湖岸の道路では開放的な景観を特徴とするため、視界を阻害する植栽等の設置は避ける。</p>
<p>(2)できる限り全体のバランスや連続性に配慮した形態及び意匠とするよう努めること。</p>	<p>橋桁、防護柵、擁壁等を含めた全体のバランスや連続性に配慮する。</p>
<p>(3)主要な道路や市街地などにおいては、電線類地中化を推進し、景観に広がりを持たせるよう努めること。</p>	<p>出雲市の景観資源である歴史的まちなみを生かし、また中心市街地での賑わいを創出するための景観整備として有効である。出雲市駅前のシンボルロードなど主要道路や歴史的まちなみの残る地域、市街地では電線地中化を推進する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)路線の選定</p> <p>(i)道路自体が良好な景観資源となるよう種々の制約条件や土地利用、地域の将来動向等を十分把握し、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>緑化等により主要な眺望点より道路が見えない工夫をする。現況自然の過大な改変を避ける線形を選択する。大規模法面が生じない構造を検討する。</p>
<p>(ii)地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。</p>	<p>水辺、並木、古くからのまち並み等の良質な沿道景観を利用した路線選定を行う。</p>
<p>(2)トンネル</p> <p>坑口部は、走行上の違和感を与えないよう、周辺の景観と調和した坑口形式や壁面処理に努めること。</p>	<p>入口の圧迫感を軽減した坑口形式の使用。坑口付近での緑化ブロック使用、坑口壁面の化粧型枠処理など。</p>
<p>(3)高架橋及び歩道橋</p> <p>形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。</p>	<p>高架橋は、橋脚形状や桁側部のデザインをスリムにしたり、橋脚の足元を植樹でつつみ圧迫感を和らげる。構造物のみが浮き上がるような色彩を避ける。横断歩道橋は、全体構造をシンプルなものとする。</p>
<p>(4)交差点</p> <p>交差点に設置される信号、照明施設、標識等の形態、意匠、素材及び色彩は周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。 また、照明施設や標識等は、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。</p>	<p>交差点には、信号機、道路標識、各種サイン、ガードレール、車止めなど多様な施設が設置されているため、これらをできるだけすっきりさせるよう配慮。出雲市の景観資源である歴史的まちなみを生かし、また多くの市民が住む市街地景観に秩序と空間の広がりを持たせる景観整備として有効である。</p>
<p>(5)歩道及び自転車道</p> <p>(i)歩道及び自転車道の形態、意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>地域環境や道路の性格に応じ、インターロッキング・来待石・カラー平板・カラーアスファルトの使用を検討する。</p>
<p>(ii)潤いの場としてベンチ、モニュメント等を歩道に設置する場合は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。</p>	<p>デザイン、色彩は、舗装、防護柵、照明等とのデザイン的な調和を図る。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>①道路(つづき)</p> <p>(6)道路付属物等</p> <p>(i)防護柵、照明施設、案内標識等の形態、意匠及び色彩については、周辺景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。 また、照明施設や標識等は、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。</p>	<p>防護柵、照明・信号・標識等間のバランスや統一性及び地域・路線内の統一性に配慮する。</p>
<p>(ii)道路余裕地には、できる限り周辺の景観と調和したポケットパーク等を整備すること。</p>	
<p>(iii)眺望の優れた道路では、その眺望を妨げないよう配慮すること。</p>	<p>広々とした田園地帯、海岸や湖岸の道路では開放的な景観を特徴とするため、視界を阻害する標識等の設置を避ける。</p>
<p>(7)道路緑化</p> <p>都市部の道路については、できる限り連続した植え込みや街路樹帯を設けること。 その他の道路でも必要に応じて緑化に努めること。 ただし、眺望の優れた道路においては、その眺望を妨げないよう配慮すること。 また、植栽にあたっての樹種の選定や配置については、成長後の景観も考慮すること。</p>	<p>【都市部の道路】街路樹を植えることのできる広さの歩道を確保し、植樹帯は可能な限り連続させる。植栽にあたっては電線や道路の建築限界などを考慮して、成長後の樹形を損なわないよう中低木の採用も考慮するなど樹種や植栽場所の配置に留意する。 【郊外の道路】人家連担部や学校周辺での街路樹の設置を検討する。広々とした田園地帯、海岸や湖岸の道路では開放的な景観を特徴とするため、視界を阻害する植栽等の設置を避ける。</p>
<p>②橋梁</p> <p>橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、地域の象徴となる可能性が高いものである。その整備に当たっては、防災、安全性及び快適性に加え、周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)橋梁は、景観を眺める場又は眺められる対象として、利用者や沿道住民に与える影響が大きいため、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。</p>	<p>特に景観的に価値の高い地域においては、主要な眺望点から視覚的に認識されないよう工夫する。できる限り道路本体との連続性に配慮する。</p>
<p>(2)周辺景観との調和に配慮したうえで、できる限り地域の象徴となるよう努めること。</p>	<p>色彩や形状がきばつな印象を与えないよう注意したうえで、地域の歴史、文化、自然などの地域の特性や象徴性を表現するなど地域のランドマーク、シンボルとしての整備も検討する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)橋梁本体 橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。</p>	<p>歴史性のある地域では、格調高く、落ち着いた雰囲気を出し出すような形態及び構造、中心市街地では軽快さやシンプルさなど景観形成のテーマに沿った構造形式、自然地では、自然のもつ雄大さと調和するようなダイナミックな構造形式などが考えられる。</p>
<p>(2)高欄(欄干)及び照明施設 形態、意匠、素材及び色彩については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置等の工夫に努めること。また、場合によっては地域の象徴となるよう努めること。</p>	<p>橋梁の構造形態と調和のとれた一体感のあるデザインとする。地域のランドマークとなる橋梁高欄の親柱は、地域の特徴を生かした素材、形態、色彩等について工夫。</p>
<p>(3)橋詰(橋のたもと) できる限り修景緑化や小広場等の設置により憩いの場を確保し、橋梁本体との一体的な景観整備に努めること。</p>	<p>道路との境界部に当たる橋詰は、橋梁取付け部に生じる残地を有効に活用し、橋梁本体と道路との連続性を配慮した修景・緑化を行う。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>③河川及び水路</p> <p>河川や水路は、古くから地域と深いかかわりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきている。 その整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、それぞれの地域の特性や自然環境の保全に配慮して進める必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)治水及び利水計画との整合を図るとともに、自然環境及び歴史的景観の保全並びに周辺の景観との調和に配慮した景観の創造に努めること。</p>	<p>自然地形に応じた流れとなるよう工夫する。河床、水際も可能な限り自然の状態のまま残すよう配慮する。多自然型工法など、自然環境に配慮した工法を積極的に導入する。</p>
<p>(2)水辺とのふれあいの場の確保など、地域の人々が水辺に親しめるような整備に努めること。</p>	<p>住民の憩いの場となる水辺空間として、散策やレクリエーション活動の場となるよう配慮する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)河道 自然景観や生態系の保全にできる限り配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>自然石や緑化ブロックの採用など多自然型川づくり</p>
<p>(2)護岸 共通指針3に準じる。</p>	
<p>(3)堤防、高水敷等 堤防の法面、高水敷及び側帯については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努めること。</p>	<p>緩傾斜護岸の整備、堤防や高水敷への植栽、植生を活用した季節感の演出</p>
<p>(4)落差工、堰 構造、形態及び素材については、できる限り自然景観との調和に配慮するとともに、適切な魚道を設けるなど、生態系に配慮するよう努めること。</p>	<p>落差工や水叩きの断面形状を数段に分ける。堰の形状を工夫し、水面に変化をつける。</p>
<p>④ダム、堰堤等</p> <p>ダム、堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺の環境に大きな影響を与えるため、周辺の環境の変化と景観に特に配慮する必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)自然景観の改変をできる限り抑えるなど、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>自然、歴史、文化的に優れた地域が存在する場合は、その地域をできる限り避ける。主要な視点場から視覚的に認識されないよう工夫する。景観資源の存在地点から極力離れた位置とする。</p>
<p>(2)地域の整備計画と整合した良好な景観と新しい水辺空間の創出に努めること。</p>	<p>観光、レクリエーションなどの整備計画と整合した、景観的に付加価値の高い水辺空間の創出に配慮する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)ダム及び堰堤の本体は、安全性や機能に支障のない範囲内で、周辺の景観と調和した意匠とするよう配慮すること。</p>	<p>化粧型枠の使用や現地採取の自然石活用など。コンクリート表面の形状、色彩に変化をつける。</p>
<p>(2)附属施設は、意匠、素材及び色彩が周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p>	<p>ダム湖周辺の積極的な緑化修景。意匠、素材及び色彩に配慮した親水施設・眺望園地などを整備する。</p>
<p>⑤急傾斜地崩壊対策施設等</p> <p>生命及び財産を守る重要な施設である急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては、できる限り周辺の景観への影響を緩和する必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>防災機能及び安全性に支障のない範囲内で周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>住民の生命及び財産を守ることが第一義であるため、安全性や機能性を確保したうえで、周辺景観との調和を配慮。表面処理がコンクリートやモルタルなど人口材の場合は、彩度、明度の低い色彩とし、周辺景観から際立たないよう工夫する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)構造、形態、意匠、素材及び色彩については、できる限り周辺の景観への影響を緩和するよう配慮するとともに、緑化工法の併用に努めること。</p>	<p>化粧型枠の使用や自然石張などの工夫。</p>
<p>(2)周囲の斜面の植生をできる限り保全するよう努めること。</p>	<p>法枠内の植栽。モルタル吹付け法面は、可能であればツル性植物で覆う。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>⑥港湾及び漁港</p> <p>港湾や漁港は、海上交通や流通、漁業基地等地域産業の拠点としての役割はもちろん、豊かな生活空間の場としての役割も担っている。</p> <p>港湾や漁港が点在している日本海沿岸は、一部が国立公園に指定されるなど、景勝地に恵まれ、美しい海岸が形づくられている。</p> <p>したがって、これらの整備に当たっては、日本海沿岸の良好な景観に配慮する必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)機能に支障のない範囲内で、良好な景観に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>港湾及び漁港の新設にあたっては、自然景観をできるかぎり保全する。埋立てや施設が周辺の重要な視点場からの既存の良好な眺めを阻害することがないように配慮する。</p>
<p>(2)できる限りゆとりを持った公共空間を創造するため、緑化や公園の整備手法により、親近感と潤いの創出に努めること。</p>	<p>親水性の確保に努める。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)施設 防波堤、岸壁、護岸等の構造、形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できる限り親水性を確保すること。</p>	<p>自然石積の防波堤や階段式護岸などの緩傾斜護岸の採用。</p>
<p>(2)建築物及び工作物 待合所等の建築物及び工作物の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、修景緑化に努めること。</p>	<p>水域からの眺めを考慮し、建築線、軒高線、色彩の統一を図り、周辺景観との調和に配慮する。地域の建築形態や様式をできるだけ取り入れ調和させる。</p>
<p>⑦海岸</p> <p>出雲市の海岸は、島根半島北側では、入り組んだリアス式海岸による変化に富んだ海浜景観、出雲平野西側では砂浜が長い弓状に続く穏やかな海浜景観が見られるなど、美しい自然に恵まれている。</p> <p>このすばらしい海岸を守るため、できる限り自然の海岸を保全するとともに、砂浜の侵食に対する保全対策については、自然と一体となった整備に努める必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)周辺の環境と調和した整備に努めること。</p>	
<p>(2)親水性のある施設の整備に努めること。</p>	<p>護岸等の施設は安全面の配慮をした上で人々が水に近づきやすい位置、配置を工夫する。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)護岸、堤防等 防災機能及び安全性に支障のない範囲で自然素材を活用し、周辺の景観との調和に努めるとともに海浜とのふれあいに配慮すること。</p>	<p>防災上の支障がなければ階段化や緩勾配化により親水性を高める。周辺景観と構造物との間で違和感が生じないよう、化粧型枠や素材に自然石を用いるなどの工夫をする。敷地の余裕地や堤防の法面などはできる限り植栽により緑化を図る。</p>
<p>(2)沖合施設 周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p>	<p>構造、形態、素材及び色彩などに工夫し、周辺景観との調和に配慮する。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>⑧湖岸</p> <p>宍道湖や神西湖の湖畔では、穏やかな湖面と湖岸のヨシ原などの自然景観が広がり、湖と一体となった景観がみられる。 こうした自然素材で囲まれた、穏やかな湖畔景観が保全されるよう、できるかぎり自然の湖岸を保全するよう努める。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)周辺の環境と調和した整備に努めること。</p>	<p>宍道湖や神西湖では、穏やかな湖面と湖岸のヨシ原など周辺の自然景観を保全し、それと調和した整備が必要である。湖畔の豊かな水景の保全と動植物に配慮した護岸整備。多自然型護岸の採用。</p>
<p>(2)親水性のある施設の整備に努めること。</p> <p>(3)対岸や周辺からの眺めに配慮した施設の整備に努めること。</p>	<p>護岸等の施設は安全面の配慮をした上で人々が水に近づきやすい位置、配置を工夫する。</p> <p>湖畔の水景を前提とした対岸や周辺からの景観に配慮した施設の配置や修景を行う。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)護岸、堤防等 防災機能及び安全性に支障のない範囲で自然素材を活用し、周辺景観との調和に努め、湖岸とのふれあい、対岸や周辺からの眺めに配慮すること。</p>	<p>防災上の支障がなければ階段化や緩勾配化により親水性を高める。周辺景観と構造物との間で違和感が生じないように、化粧型枠や素材に自然石を用いるなどの工夫をする。敷地の余裕地や堤防の法面などではできる限り植栽により緑化を図る。</p>
<p>⑨公園等</p> <p>自然公園、都市公園等については、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されている。 公園等の整備に当たっては、地域の自然、歴史、文化等の特性を生かすとともに、地域の快適な環境づくりに努める必要があるが、公園の性格が異なるため、それぞれの目的に応じた整備が必要である。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)地域の自然、歴史及び文化に配慮すること。</p>	<p>地域の歴史的資源、文化的資源を公園内に保存したり、地域の伝統や様式などを公園施設のデザインで生かす。</p>
<p>(2)地域の快適な環境空間が創出されるよう努めること。</p>	<p>レクリエーション活動やふれあいの場、憩いの場となるよう工夫する。</p>
<p>(3)周辺の景観との統一性及び連続性を確保するよう努めること。</p>	
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)中核施設(公園施設の中で特にその公園の特徴を示している施設。浜山公園の運動施設など) 自然公園においては、緑との調和、地形との順応等に配慮した位置、形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、地域の景観特性に配慮した形態、意匠等を工夫することにより、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>自然公園における施設は、素材のみならず、形態においても自然の地形に馴染み、景観との一体感を醸し出すデザインを進めることが重要。 都市公園等では、公園毎の特徴を表現する方向でデザインを検討する。</p>
<p>(2)その他の施設 できる限り地域性のある素材の活用に努める。 自然公園においては、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とし、 都市公園等においては、景観の向上を図るよう工夫した形態、意匠、色彩等とすること。</p>	<p>自然公園では、自然との調和、地形との順応を主眼に、できる限り地域に産出する木材や自然石などを用い、自然の持つ多様性や不規則性に照らした形態、意匠とすることが望ましい。 都市公園等では、木材や自然石などその地域に特徴ある自然材料等を用い、周囲の景観との調和を乱さない形態、意匠が望ましい。</p>
<p>(3)緑化 植栽については、自然公園においては、自然植生を考慮するとともに、在来樹種など地域に適した樹種の選定に配慮し、都市公園等においては、季節感のある景観を創出するような樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>自然公園においては、既存の植生の保全に努め、周辺の自然植生と調和のとれた在来樹種等による緑化を図る。 都市公園等においては、既存樹木の活用に努め、四季を通じて味わいのある景観をつくり出すよう花木や落葉樹等の樹種の選定に配慮する。</p>
<p>(4)その他 (i) 垣及び柵については、生垣等の活用に努め、周辺の景観と調和するよう努めること。 (ii) 公園等の敷地内においては、原則として電線類を地中化すること。</p>	<p>垣、柵等は、自然素材を活用したり生垣に仕立てるなど、緑化と併用したデザインを工夫するよう努める。 公園内地中化が困難な場合には美装化電柱など目立たない修景を施すことが望まれる。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>⑩公共建築物</p> <p>行政サービス施設、集会施設、学校施設、供給処理施設等の建築物等は、地域生活と深いかかわりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場である。 したがって、こうした公共建築物については、ゆとりと潤いの場として親しみのある施設とするとともに、将来の地域の文化的資産となるよう整備に努める必要がある。</p>	
<p>イ)整備の考え方</p> <p>(1)位置、構造、形態、意匠及び色彩:地域の風土、歴史及び文化の面から配慮し、周辺景観との調和に努める。</p>	<p>威圧的、排他的なイメージを与えることを避け、文化性、地域性を配慮することにより周辺環境との調和を図る。</p>
<p>(2)規模の大きい公共建築物は、地域のランドマークとなるものであり、地域文化を反映した象徴性の高いものとなるよう配慮し、地域の景観形成に良好な影響を与えるよう努める。</p>	<p>住民の利用等を考慮し、オープンスペース、緑化空間の確保等により外部空間にゆとりと潤いを持たせる。</p>
<p>ロ)設計等の配慮事項</p> <p>(1)位置</p> <p>(i) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。 (ii) 計画地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 (iii) 計画地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。 (iv) 敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまりに配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。 (v) できる限り道路や隣地境界から余裕を持って後退させた位置とし、ゆとりある空間づくりに努めること。</p>	<p>景観資源や主要な視点場等についての調査を事前に行ってから位置の検討を行う。外部空間を構成する要素(駐車場、たまり場、緑地等)の適正なゾーニングを行う。</p>
<p>(2)形態</p> <p>(i) できる限り違和感を与えず全体的にまとまりのある形態とするとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。 (ii) 建築物の印象を大きく決定付ける屋根の形態は、特に周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の風土や将来の維持管理等を考慮して決定するよう配慮すること。 (iii) 公共建築物の用途を勘案し、場合によっては、地域の象徴となるよう工夫すること。</p>	<p>地域の伝統的な建築様式を取り入れるなど。</p>
<p>(3)意匠(装飾上の工夫)</p> <p>(i) できる限り、周辺の景観と調和するよう努めること。 (ii) 規模の大きい建築物については、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を除くよう努めること。 (iii) 単調な大壁面を生じないように配慮すること。また、大壁面となる場合には、陰影効果等について配慮すること。 (iv) 避難設備、高架水槽等公共建築物本体に附属する部分は、防災、安全性及び機能に支障のない範囲内で、できる限り主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに、公共建築物本体と一体化し、又は調和したものとなるよう努めること。やむを得ない場合は、遮へい措置等目立たない工夫を講じるよう努めること。</p>	<p>主要な視点場からの見え方に配慮しながらフロンタリティー(正面性)を意識した風格あるデザインとする。 外壁面及び開口部のデザインには特に配慮する。</p>

出雲市公共事業等景観形成指針	整備の具体例など
<p>⑩公共建築物のつづき</p> <p>(4) 色彩</p> <p>(i) 周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>(ii) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、公共建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>(iii) 自然景観が背景の大部分を占める場合は、周辺の色調や公共建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。</p>	<p>地域の基調となる色彩環境等の色彩調査をすることが望ましい。</p>
<p>(5) 素材</p> <p>(i) 地域性のある素材の使用に努めること。</p> <p>(ii) 耐久性及び維持管理に優れた素材の使用に努めること。</p>	<p>地場で産出される素材(木材、瓦、石等)を積極的に活用する。</p>
<p>(6) 敷地の緑化</p> <p>(i) 周辺の景観との調和や緑陰など、潤いの場の創造に努めること。</p> <p>(ii) 花木や実のなる樹木などによって四季感の創出に努めること。</p>	<p>樹形が建築物の形態と調和するような樹種を選択する。</p> <p>樹姿または樹勢が優れた既存の樹林がある場合は、修景に生かすよう配慮する。</p>
<p>(7) 附属施設</p> <p>車庫、倉庫、汚水処理施設等の附属施設:敷地内及び周辺の景観と調和するよう努めるとともに、公共建築物本体と調和のとれた位置、形態、意匠、素材及び色彩とするよう努めること。</p>	<p>本体と違和感のない素材を検討。屋外設備を植栽によって遮へいする。</p>
<p>(8) 垣、柵、塀、門等</p> <p>垣、柵、塀、門等については、敷地内及び周辺の景観と調和するよう努めるとともに、建築物本体と調和のとれた位置、形態、意匠、素材及び色彩とし、生け垣等の活用により、潤いの場の創出に努めること。</p>	<p>敷地境界は、管理上、支障のない範囲で塀、柵を設けず、植込み等で区切ったり、塀、柵をセットバックしてその前面を植栽で修景するなど工夫し、閉鎖的な印象を与えないようにする。</p>
<p>(9) その他</p> <p>敷地内においては、できる限り電線類を地中化すること。また、将来の敷地外での電線類の地中化に対応するための措置の確保に努めること。</p>	<p>近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。</p>
<p>ハ) 工事期間中の留意事項</p> <p>行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。</p>	<p>工事中は、美装した仮設塀で現場を遮へいする。</p>
<p>⑪用地造成等</p> <p>公共建築物、住宅団地等のための敷地造成、ほ場整備、埋立て及び干拓(以下「用地造成等」という。)に当たっては、安全性への配慮のほか、潤いとゆとりを確保した計画に努める必要がある。</p>	
<p>(1) 原地形をできる限り、残すよう配慮した用地造成等を工夫すること。</p>	<p>原型地を残すことができない場合には、原型地の地形に沿った用地造成等を可能とする工法を導入する。</p>
<p>(2) 自然地形に沿った工法を導入するなど、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>	<p>造成地の境界部の切り取り法面は、階段状にするなど、できるだけ法勾配を緩くし、かつ規模を小さくするよう配慮する。</p>
<p>(3) 主要展望地からの眺望に配慮すること。</p>	<p>良好な景観を有する地域における用地造成等は、できる限り計画しない。自然環境の良好な地域での用地造成はできる限り避ける。主要な視点場からの眺望に配慮し、視覚的に認識されにくくなる位置、配置に心がける。</p>
<p>(4) 敷地内の緑化に努めること。</p>	<p>法面の緑化、駐車スペースの緑化など</p>
<p>ロ) 設計等の配慮事項</p> <p>用地造成等における施設の設計については、共通指針及び施設別指針の該当項目に準じること。</p>	<p>道路等はできる限りゆとりを持った幅員とし、街路樹植樹やモニュメント設置等が可能となるよう配慮すること。</p>